

論 説

中国の対日戦争責任区別論と賠償政策

王 広 涛

目 次

- 一. はじめに
- 二. 「戦争責任区別論」と国民政府の対日戦争賠償政策
 - (一) 蒋介石の「戦争責任区別論」
 - (二) 毛沢東の「戦争責任区別論」
 - (三) 国民政府と対日戦争賠償政策
- 三. 中国政府と対日戦争賠償政策
 - (一) 新中国成立後における人民外交の形成
 - (二) 対日戦争賠償政策に関する中国側の態度
 - (三) 対日戦争賠償放棄に関する政府内部決定
 - (四) 田中訪中の受入れと国民説得・教育活動
- 四. おわりに

一. はじめに

1972年の日中国交正常化の際に締結された「日中共同声明」は、第五項において「中華人民共和国は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」と述べている¹⁾。これによって、戦後処理問題のなかで一番厄介な戦争賠償問題に区切りがつけられ、日本と中国の間に存在していた「不正常な状態」に終止符が打たれた。

中国の国際法学者梅汝璈氏の1951年における試算によれば、満州事変から抗日戦争終了時まで、中国は1000万人以上の人命と500億ドル以上の財産を失ったとされる²⁾。それ以来、中国政府は基本的にこの数字を踏まえ、政府要人や外交スークスマンによる発言もこの試算のデータを踏襲してきた。これほど大きな損失にもかかわらず、国民政府（以下国府）と中華人民共和国政府（以下中国政府）はいずれも対日戦争賠償を放棄すると表明したのである。

国府及び中国政府の対日戦争賠償請求（権）放棄について、これまでの先行研究の概略は以下の通りである。国府の動機については、しばしば蒋介石の「恩義論」に言及されるのに対し、中国政府の動機については、主として「人民友好」のために放棄したという解釈が一般的である³⁾。国府の戦争賠償放棄に関しては、既に殷燕軍の研究で示される通り、蒋介石はそもそも自発的に賠償権を放棄したわけではなく、アメリカからの外交的圧力の下、反共という共通目的を以て放棄したのであった⁴⁾。中国側の研究動向については多くの研究がなされているが、依然として体系的な分析が十分ではなく、そこでは、日中両国の「人民友好」

1) 「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（1972年9月29日）外務省中国課編『日中関係基本資料集1972 - 2008年』（霞山会、2008年）、12頁。

2) 梅汝璈「対日講和問題」『光明日報』（1951年1月1日）。

3) とりわけ国府や中国の対日関係者の回想と回顧録のなかで、このような特徴を呈している。たとえば、国府側の言説に関して、蔣経国「中華民国断腸の記」『文芸春秋』（1972年10月号）；サンケイ新聞社『蒋介石秘録 下』（サンケイ出版、1985年）、409 - 413頁；張群著、古屋奎二訳『日華・風雲の七十年：張群外交秘録』（サンケイ出版、1980年）、96-99頁を参照。中国側の言説に関しては、呉學文『風雨陰晴：我所經歷的中日關係』（世界知識出版社、2002年）；張香山『中日關係管窺與見證』（當代世界出版社、1998年）を参照。

4) 殷燕軍『中日戦争賠償問題：中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に』（御茶の水書房、1996年）。

論に基づき、中国政府が対日戦争賠償請求を放棄したという分析が通説となっている⁵⁾。現在、中国国内では依然としてこの論理が堅持されており、とりわけ当時の対日政策関係者たちによるオーラル・ヒストリー（Oral History）のなかで、この点が強調されている。

朱建榮は中国の対日戦争賠償放棄の要因として、「人民友好」の論理のみならず、中国政府としては、「蔣匪」（蒋介石集団）の対日政策（国府の対日戦争賠償権放棄政策）より劣ることのないようにという政治的駆引きの要素が含まれると指摘している⁶⁾。袁成毅は「人民友好」の論理に加えて、アメリカへの外交的配慮を中心に、中国側の戦争賠償放棄の理由を述べている⁷⁾。このような分析は主として中国政府の公式的見解を踏まえて、積極的に中国の賠償放棄政策を評価するものであり、賠償放棄政策そのものがもたらすマイナス効果については全く触れていない。近年刊行された劉建平の研究は、中国の対日戦争賠償放棄政策を批判的に分析し、そのなかで、劉は「人民外交」に基づいた賠償政策が政治的な戦後処理であったとし、賠償問題の解決は「人民友好」の論理ではなく、法律的な観点から粘り強く交渉されるべきであったと主張している⁸⁾。

以上のような研究動向を踏まえ、本稿では、中国側が主張した「戦争責任区別論」・「人民友好論」がどの時点で形成され、そしてどのようにして戦争賠償放棄政策につながっていったのか。また、中国国内政治過程及び国際的な要因はどのように戦争賠償放棄政策に影響を与えたのか。戦争賠償請求の放棄に関して、中国政府はこれをどのように国民に説明し、そして国民はどのように応えてきたのか、といった問題に焦点を当て、中国の対日戦争賠償政策を再考することにした。

5) たとえば、高凡夫「論中国政府放棄對日賠償要求的友好因素」『抗日戦争研究』（2008年、第2号）。

6) 朱建榮「中国はなぜ賠償を放棄したか」『外交フォーラム』（1992年、10月号）。

7) 袁成毅『誰來承擔戰爭賠償的責任：日本對華戰爭賠償問題新論』（黑龍江人民出版社、2011年）。

8) 劉建平「戦後中日關係の賠償問題史」『中國圖書評論』（2009年、第3号）。

二. 「戦争責任区別論」と国民政府の対日戦争賠償政策

(一) 蒋介石の「戦争責任区別論」

中国の中日関係研究者及び国際政治研究者にとって、「戦争責任区別論」は中国独自の説明概念として用いられてきたが、近年台湾との関係が緩和されることに伴い、抗日戦争における国民党の役割を客観的に評価することが可能になっている。特に、蒋介石研究では蔣の抗日政策を含め、対日認識に関する研究も登場するようになってきている⁹⁾。「戦争責任区別論」はどのような時代背景の下で提出されたのか、また戦争賠償問題とどのように関連付けられたのか、という問題を理解しないまま、中国対日賠償政策の全貌を明らかにすることはできない。そこで本節では蒋介石と毛沢東の対日認識を手がかりにして、抗日戦争中及び戦後初期における中国（国民政府及び中国共産党側）の「戦争責任区別論」の系譜を辿ってみたい¹⁰⁾。

抗日戦争期において蒋介石が率いた南京国民政府は中国を代表する正統政府であり、国民党軍が「正面戦場」で果たした役割については当時毛沢東も否定することはなかった¹¹⁾。蒋介石は極めて政治的パフォーマンスを注意する指導者で、この時期、彼は抗日戦争の戦略や政策などについて多数の談話・講演を行った¹²⁾。そのなかに、日本人民に対する呼びかけなど明示的な「区別論」の言説が数多く残っている。

たとえば蒋介石は抗日戦争一周年にあたる1938年7月7日、日中戦

9) たとえば、楊天石『抗戰與戦後中國』（中國人民大學出版社、2007年）；楊天石『蒋介石與南京國民政府』（中國人民大學出版社、2007年）；袁南生『毛澤東、蒋介石與斯大林』（湖南人民出版社、2014年）。

10) 家近亮子是对日政策において蒋介石と毛沢東との比較を問題提起したが、本稿では利益論と道徳論という二つの側面から両者の認識を比較したうえ、戦争賠償放棄との関連性を検証する。家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』（岩波書店、2012年）；家近亮子「中国における『戦争責任二分論』の系譜—蒋介石・毛沢東・周恩来、日中戦争の語り方」添谷芳秀編『現代中国外交の六十年——変化と持続』（慶應義塾大学出版会、2011年）を参照。

11) 竹内実が監訳した『毛沢東集』のなかで、中国版『毛沢東選集』で削除された内容を復元し、国民党軍隊に対する肯定的評価が記載された。竹内実監修『毛沢東集』（第六巻）、（北望社、1970年）、70頁を参照。

12) 蒋介石の対日言論については、蔣中正著、黃自進編『蔣中正先生對日言論選集』（中正文教基金會、2004年）を参照。

争開始後初めて「日本国民に告ぐ」という「告書」を発表した。この「告書」のなかで、蒋介石は「中国は抗戦してより今日に至るまでただ日本の軍閥を敵として認め、日本国民の諸君を敵視していない。中国軍民は平和を愛好し、軍閥の圧迫を受けている諸君に対し始めより利害の共同する良友と認め、満腔無限の熱情と期待を抱くものである」と述べた¹³⁾。その後、蔣はほぼ毎年の「抗戦記念日」に上記のような談話を発表し、同じ主張を繰り返した。

蒋介石はどのような目的を以て日本国民に「告書」を繰り返し発表したのか。そこには、いちはやく戦争を終結したいという意図があったことは否めないが、蒋介石が新潟県の高田連隊に入隊した経験もあり、日本の兵士に対して常に柔軟な姿勢をとっていたことが挙げられよう。中国侵略の過程で日本陸軍が起こした済南事件（1928）、満州事変（1931）、盧溝橋事件（1931）など一連の軍事行動は、あくまでも一部の軍人の「猪突的」行動であり、日本政治の一時的な「歪み」としてとらえられていた。この「歪み」を修正するために、日本の民衆が「速やかに起こって、軍閥を責める」ことに期待をかけた¹⁴⁾。この「日本の民衆」と「軍閥」の区分は論理的にいえば後述する毛沢東の「日本人民」と「日本軍国主義」の区分と同様な狙いがあったといえよう。

さらに、捕虜となった日本人兵士に対して、蒋介石は寛大な政策をとった。日本の在中国軍隊が降伏した後、蒋介石は日本人兵士に対して、捕虜と呼ばず、「徒手官兵」（武装を解いた将兵）と呼ぶように部下に命令したという記録が残っている¹⁵⁾。これはまさに、毛沢東がかつて述べた「日本軍兵士の誇り（自尊心）を損なわず、この誇りを知ったうえで誘導するべきだ」という考え方と酷似しているといっていよい¹⁶⁾。

蒋介石の対日政策の核心と呼ばれる「以德報怨」（徳を以って、怨恨を報じる）演説が発表されたのは1945年8月15日の日本無条件降伏の直後に当たる。蔣はこのラジオ演説で「我々は一貫して日本の武力をほしいままにしてきた軍閥を敵とみなし、日本の人民を敵とはしていない」

13) 蒋介石著、山田礼三訳『暴を以て暴に報ゆる勿れ』（白揚社、1947年）、18頁。

14) 家近亮子『前掲書』、194頁。

15) 岡村寧次著、稲葉正夫編『岡村寧次大将資料（上）——戦場回想編』（原書房、1970年）、1頁。

16) 竹内実監修『毛沢東集』（第六巻）、228-229頁。

と中国及び日本国民に呼びかけた¹⁷⁾。しかし、この演説は後の戦犯裁判の寛大処理には直結するかもしれないが、戦争賠償の放棄との関連性はそれほど強くないといっていよう。

確かに恩義論や道徳論など感情的な要素は蒋介石の日本認識のなかで非常に大きな部分を占めるものであり、それゆえ蒋介石自身が親日派ではないかという議論までもしばしば提起されてきたのであった¹⁸⁾。日本の親台湾派政治家やジャーナリストなどは、国府の戦争賠償放棄を蒋介石の「以德報怨」演説によるものだと説いたが、後に言及するように、日本降伏の時点で蒋介石が戦争賠償を放棄するつもりはなかったのである。

しかるに南京国民政府成立の翌年に当たる1928年3月6日、蒋介石が日本人記者との談話のなかで、「不念旧惡」、「以直報怨」など孔子の言葉を引用し、それが中華民族の本性であり、国民党の対外政策の基本であると強調していた¹⁹⁾。この蒋介石の発言の中では、前述した「以德報怨」ではなく「以直報怨」であったことに注目したい。一文字の違いであるが、じつは本質的な相違がそこにはある。

「以德報怨」の最初の出典は道教先哲である老子の『道徳経』にある²⁰⁾。しかし、孔子はこの老子の主張には賛同せず、その代りに、「以直報怨、以德報徳」と主張している²¹⁾。「直」は事実に基づく「不偏不党の判断」という意味を有するものである。それに対して「以德報怨」はかなり高い道徳水準であるため、実際に世間に通じがたいものであるといえる。周知の通り、中国の伝統思想の中で主導的な役割を果たしてきたのが儒教であり、「道家」の思想はあくまでも遁世的で、現実を超然することがその特徴である。蒋介石は当初「以直報怨」を取り上げて国民政府の対外政策の方針として適切だと思われるが、日本の降伏に当たり、

17) 秦孝儀主編『先總統蔣公思想言論總集』(卷三十二 書告)、(中國國民黨中央委員會、1984年)、123頁。

18) この論述に関して、黄自進『蒋介石と日本——友と敵のはざままで』(武田ランダムハウスジャパン、2011年); 関榮治『蒋介石が愛した日本』(PHP研究所、2011年)を参照。

19) 秦孝儀主編『前掲書』(卷三十八 談話)、6頁。

20) 老子『道徳経』第63章。

21) 孔子『論語』、憲問。

蒋介石が主張した「以德報怨」説はこれとは異なることは否めない²²⁾。また、蒋介石は中華伝統の道徳や信義を常に立国の基礎にしているが、この「以德報怨」説は中華思想の反映ではなく、正にキリスト教の「汝の敵を愛せ」と同じではないかと感じざるを得ない²³⁾。非常に理想的な道徳要求であるが、外交政策の分野においては不適切の観が残る。なお、その後の蒋介石の対日政策のなかで、道義論の射程はどこにまで至るのか、それは利益計算も含むのか、という問題については第三節で検討する。

（二）毛沢東の「戦争責任区別論」

「日本軍国主義と日本人民」とを区別することは中華人民共和国の対日公式イデオロギーであった。1972年に実現された日中国交正常化は「戦争責任区別論」に基づく「人民外交」の成果であるというのがこれまでの中国政府の公式見解であり、日本においても1980年代までの主流的な認識であったといえよう²⁴⁾。

中国側の先行文献では、「戦争責任区別論」を中華人民共和国側とりわけ毛沢東個人の考案であるという認識が一般的であり、したがって「区別論」を中華人民共和国成立以降に限っている。つまり、「区別論」は1949年新中国成立後に生まれたというのが公式見解である²⁵⁾。しかし、近年の研究で明らかにされたように、「区別論」の思想的な源流は抗日

22) 殷燕軍も「以德報怨」と「以直報怨」の意味を区別し、蒋介石の「以德報怨」説が中国伝統的道徳観ではないと指摘している。殷燕軍『日中講和の研究：戦後日中関係の原点』（柏書房、2007年）、357頁。

23) 蒋介石が熱心なクリスチャンであったことは注意されるべきであろう。蒋介石は講演や談話のなかで、頻繁に儒教的な道徳を説きながら、キリスト教的な道徳をも説いている。1945年8月15日に発表されたラジオ演説ではキリスト教義の「敵を愛せ」の論理を説いた。秦孝儀主編『前掲書』（卷三十二 書告）、123頁。

24) 勿論、当時中ソ同盟崩壊及び米中接近などの国際環境の変化は日中国交回復にとって好機であるが、中国政府は専ら「人民外交」の積み重なるの効果を強調する。井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）、3頁。

25) 中国国内の日中関係研究は基本的に1949年新中国成立以後を中心としており、戦前・戦中及び内戦期からの連続性に対する注目が足りないと感じられる。実は、後述するように戦後中国の日本政策が少なくとも抗日戦争期までさかのぼることができる。最近、中国側の研究者はこのような問題関心を抱くようになってきている。たとえば、劉建平『戦後中日関係——「不正常」歴史的過程與結構』（中國社會科學文獻出版社、2010年）。

論 説

戦争時代の毛沢東の言説にさかのぼることができる。馬場公彦は「この区別論の起源として、中国共産党の文献において最も初期に確認できるのは、一九三八年五月の毛沢東の『持久戦論』であろう」と指摘している²⁶⁾。たとえば、1938年にアメリカの新聞記者エドガー・スノウ（Edgar P. Snow）との対談のなかで、毛沢東は次のように述べた。

われわれは、捕虜になった日本の士官と兵士に対しては、武装解除後は、よい待遇を与えます。われわれは彼らを殺しません。彼らにたいする態度は兄弟的です。われわれは日本のプロレタリア出身の兵士に敵意を持たず、かれらをファシスト抑圧者に反対して動員するために、あらゆる方法をとります。われわれのスローガンはこうです。「団結して、共通の抑圧者——ファシスト首領にたいして蜂起せよ！」。反ファシショの日本軍隊はわれわれの友人であり、われわれの目的はかれらの目的とちがいはありません²⁷⁾。

毛が提出した「区別論」は、戦争賠償や戦犯処理などの寛大政策とは関係なく、捕虜となった日本側兵士に対する処理の原則とされた。なお、この時期に共産党統治区域の下に、日本共産黨員や日本人捕虜によって作られた「日本人反戦同盟」、「日本人覚醒同盟」、「日本労農学校」などが、もっぱら「区別論」の論理に依拠して日本兵捕虜の優遇政策と反戦教育を実施していた²⁸⁾。要するに、兵士一般と軍国指導者を分けることを抗日戦略上において極めて重大視されていた。なお、明確に「日本人民と日本軍国主義と」を区別する言説は管見のかぎりではあるがこの時期には見つけることはできなかった。

戦争の進行に伴い、日本軍の劣勢が徐々に明らかになると、毛沢東の「区別論」に日本人民が登場し始めた。ここでの毛沢東の「区別論」は、専ら軍国主義と決別し、日本人民が自ら日本人民政府を作るべく援助し

26) 馬場公彦『戦後日本人の中国像』（新曜社、2012年）、326頁。

27) この段落はエドガー・スノウとの対談で毛が述べたものである。後の『持久戦論』ではほとんどこの談話のあらすじをそのまま記載したが、この段落だけが削除されたという。なお、この段落は日本の中国研究者の竹内実によって補完された。中国語原文は、竹内実監修『毛沢東集』（第六巻）、58頁。日本語訳文は、玉嶋信義編訳『中国の日本観』（弘文堂新社、1967年）、77頁を参照。

28) 馬場、『前掲書』、327-328頁。

ようという姿勢へと転換していた。毛沢東はその「連合政府論」のなかで、日本に関する部分を次のよう述べている。

我々は、日本侵略者がうちやぶられ、無条件降伏したのちには、日本のファシズム、軍国主義、及びその生まれる政治的、経済的、社会的原因を徹底的に消滅するために、日本人民のすべての民主主義勢力が日本人民の民主主義制度を樹立するのを援助すべきだと考える²⁹⁾。

新中国成立後、中国政府は日本政府との公式的な外交関係がないなかで、日本の政党では、日本共産党を支持する方針を貫いていた³⁰⁾。なぜならば、中国政府は日本共産党が日本人民の民主主義勢力の代表者であると考えたからである。抗日戦争期における「区別論」が抗日戦争勝利を導く一つの手段であったとするなら、戦後とくに新中国成立後の「区別論」は政治的及び戦略的な意味を持つものであった。

以上からわかるように、戦時における毛沢東の「区別論」は、その内容が政治情勢に応じて変化してきたといえよう。抗日戦争時においては、毛沢東の「区別論」は捕虜を優遇する政策の根拠となったのに対し、戦争の最終段階では、戦後日本民主主義国家建設の在り方として提起されていた。なお、毛沢東の「区別論」はとくに日本だけを対象とはせず、アメリカなどの資本主義国家・帝国主義国家の情勢を理解するうえでも、「区別論」の枠組みを適用すべき原則として考慮していた。そこでは、毛沢東の「区別論」に含意される多様なイデオロギー的色彩を看取することができる³¹⁾。

中華人民共和国成立後、長期にわたって『人民日報』などの政府系メディアの報道のなかで「日本国民」ではなく、「日本人民」が用いられることについて、劉建平は毛沢東が「日本軍国主義」と区別される日本人民に過剰な期待を寄せていたのではないかと指摘している³²⁾。1972年

29) 毛澤東『毛澤東選集』（第三卷）、（人民出版社、1991年）、1086頁。

30) 田桓主編『戦後中日関係史』（中國社會科學出版社、2002年）、81-84頁。

31) 『毛澤東選集』のなかで、「人民」、「帝国主義」などの言葉は頻繁に出ており、毛沢東独特の戦略論といえよう。

32) 劉建平「野坂參三與中國共產黨的日本認識」『開放時代』（2007年、第6號）、88-90頁を参照。

の日中国交正常化交渉では中国は「人民友好のために」戦争賠償を放棄したが、それは戦争賠償放棄政策において20年間余り説き続けた「人民友好外交」言説の必然的帰結であったといえよう。勿論、後述するように中国対日戦争賠償放棄政策の決定は様々な要素を考慮した結果には違いないが、「戦争責任区別論」及び「人民友好外交」言説の重要性を決して無視してはならない。

以上述べてきたように、抗日戦争期において蒋介石と毛沢東は対日政策（とくに日本人捕虜及び日本人民に対して）に関して同じような認識を持っていたことが分かった。その経歴からみれば、青年時における蒋介石と毛沢東は全く別様な人生を送っていた。とりわけ日本に関して、蒋介石が日本に長期滞在し日本と深い関係を持ったのに対して、毛沢東は一度も日本にわたることなく、また日本に対する認識及び知識は必ずしも多いとはいえなかった³³⁾。しかしながら、中国共産党と中華民国政府をそれぞれ代表する二人の指導者は、抗日戦争期において、全く同じような対日政策を採用し、抗日戦争を勝利に導いた。両者が基づく論理的根拠は相違するものの、結果として同様の効果を持ったのである。また、日本人民と日本軍閥（軍国主義者）を区別したにもかかわらず、対日戦争賠償政策に関して、毛沢東と蒋介石はいずれもこの問題に触れなかった。逆に、次節で検討するように中国政府を代表する国民党政権は、1943年頃に戦争賠償政策の制定に着手し、本格的に戦後東亜構想を策定したということが明らかになっている。

抗日戦争中及び戦後初期において、毛沢東と蒋介石はいずれも対日戦争賠償を放棄する意欲を表明しなかったにもかかわらず、二人の「戦争責任区別論」はそのまま大陸の中華人民共和国政府と台湾政権に受け継がれ、対日政府政策決定に当たっての理論的な根拠となっていた。すなわち52年の「日華条約」と72年の「日中共同声明」のなかでの対日戦争賠償放棄に関する条文は、この抗日戦争期に形成された「戦争責任区

33) 毛の日本に対する知識の不足については本人及び当時の対日関係者が証言している。たとえば、「中日関係と世界大戦問題」（1955年10月15日）『毛澤東外交文選』（中央文獻出版社、1994年）、222-223頁。劉徳友著、王雅丹訳『時は流れて：日中関係秘史五十年（上）』（藤原書店、2002年）、289頁を参照。

別論」に起因するものである。

（三）国民政府と対日戦争賠償政策

抗日戦争終結後間もなく、国共内戦が始まり、国際的には冷戦の幕が開かれた。東アジアの共産主義運動を阻止すべく、アメリカをはじめとする西側連合国は対日政策の変換を迫られた。アメリカの対日政策の変換は幅広い分野に及んでいたが、とりわけ注目されたのは対日戦争賠償の放棄にあった。アメリカの対日政策の転換は、自らが賠償請求を放棄するのみならず、アジア諸国にも放棄を促そうとした。中国は最大の被害国として、戦争賠償を放棄する理由はなかったが、アメリカとの協調が国民政府既定の外交路線であり、既に弱体化した国府はアメリカの意に反するような行動をとることができなかった。また、大陸の中華人民共和国政府は建国間もない1950年2月にソ連と「友好同盟条約」を結び、本格的にアメリカの冷戦政策に応じた。このような時代背景のなかで、台湾に敗走した国民政府にとっては孤立の窮地を乗り切るべく、日本との関係回復が重要な選択肢となった。

なお、アメリカは国府の賠償請求に理解を示しはしたが、冷戦における日本の役割を優先させ、対日戦争賠償の放棄を国府に要求したのである。殷燕軍によれば、アメリカ側の考慮は主に次の通りである。

第一に、国共内戦により国民政府が次第に劣勢になっていたから、賠償の割当率の最も高い中国への賠償支払いは、むしろ共産主義勢力を助長するものと認識され、この意味で対日賠償の意味も変わりつつあった。

第二に、東西冷戦下で、主要敵国がソ連となり、また、中国情勢の変化により、アジアにおける米国の戦略的拠点は中国から日本へと置き換わっていた³⁴⁾。

結局、フィリピンなど東南アジアの国々（いずれも少額の賠償請求）

34) 殷燕軍『中日戦争賠償問題』、165-166頁。

論 説

を除く、戦勝国側は対日戦争賠償の放棄を前提に、「サンフランシスコ条約」を締結したのである。中華人民共和国と台湾の国民政府はいずれも講和会議に招請されなかったため、日本は会議後に単独で国民政府と交渉し、「サンフランシスコ条約」の発効日と合わせて、「日華平和条約」が1952年4月28日に調印されたのである。

台北で調印された「日華平和条約」に付属する議定書の1(b)項目は「中華民國は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サンフランシスコ条約第十四条(a)1に基づき日本国がすべき役務の利益を自発的に放棄する」と規定している³⁵⁾。一見したところ、放棄の理由は1972年の「日中共同声明」第五項の内容と変わらないという印象を受ける。本稿では中華人民共和国の対日戦争賠償政策を主眼にするため、日華条約交渉の過程については本稿では省くことにするが、ただ関連性のある国府の対日戦争賠償政策及び蒋介石の思惑を簡単に述べてみたい。

日華交渉の結果として、中華民國は「自発的」に日本に対する戦争賠償の請求権を放棄したが、当初は放棄の考えはなく、戦争賠償請求について既に1943年頃から着手していた。戦争賠償問題に関して中国国民政府は戦時から戦後にかけて一貫して厳しい姿勢を取り、独自の対日政策を作り、連合国の対日賠償政策にも影響を与えようとしていた³⁶⁾。たとえば、1943年11月のカイロ会談にむけて、国民政府が作った会談議案の草案には次のような条項が書き込まれた。「日本は『九・一八』(いわゆる「満州事変」)以来中国に与えたすべての公私損失を賠償すべきこと」及び「日本のすべての軍艦及び商船・飛行機・軍用機械・又は作戦物資を連合国に引渡し、処置する。そのなかの一部は中国に引き渡すべきこと」である³⁷⁾。それは結局のところ、国民政府の戦争賠償政策はカイロ宣言に盛り込まれなかったが、後のポツダム宣言においては実物賠償に関する条文が設けられた。戦争賠償政策の一環として、国民政府は対日戦争賠償に関する研究機構を設置し、戦争賠償請求活動を展開し

35) 「日本国と中華民國との間の平和条約」(1952年4月28日)外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集1949-1969年』(霞山会、1970年)、34頁。

36) 殷燕軍『中日戦争賠償問題』、ii頁。

37) 同上、25-26頁。

ていた。したがって、抗日戦争勝利後の国共内戦時においては、国民政府は対日戦争賠償請求権を放棄する意思はなかったのである³⁸⁾。

日華条約交渉に当って、国民政府は既に台湾に敗走し、国際的にはその発言力は弱くなる一方で、結局アメリカの圧力を受け入れ、日本に対する戦争賠償請求権の放棄を余儀なくされた³⁹⁾。戦後日本の政界、学界及び言論界では基本的にこの国民政府の対日戦争賠償放棄政策を蒋介石の対日寛大の「恩義論」に帰結させているが、中華人民共和国の公式見解及び先行研究は再三にわたって蒋介石の寛大政策を強く批判している⁴⁰⁾。実際に、国民政府は日華条約締結交渉の最後の段階まで戦争賠償権を請求していたことが先行諸研究によって解明された。確かに、蒋介石は日本に対する特殊な感情を持っていたには違いないが、1945年8月15日「以德報怨」に関するラジオ演説は対日戦争賠償の放棄との直接的な関連性はなく、むしろ対日戦争賠償の請求を固辞してきたと言えよう。

蒋介石の長男蔣経国は、「中日関係追記」（日本語訳は「中華民国断腸の記」）のなかで、戦争賠償放棄政策について、およそ次のように回想している「二、三年前（1970年）、私は日本を訪問した折、多少そういったことを話し、帰って父に報告したところ、ひどく叱られた。東洋のモラルは他人にいいことをしても黙っている、いつまでも口にするものではない」というのである⁴¹⁾。蔣経国は蒋介石の戦争賠償権の放棄をモラルの高さで説明しようとするのだが、蒋介石の真意は単に道德論に留まるのではなく、日本が中国共産党政権に対抗できる一翼になることに期待をかけたということである。「赤色帝国主義が日本をねらっているいま、多額の賠償負担によって日本を弱体化するような措置は避けなくてはならない。アジアの安定のために、日本が強力な反共国家であってく

38) 「日本賠償問題」『中央日報』（1947年1月30日社論）。

39) 井上正也によれば、国府側は日本側から賠償を獲得できると期待しないながら、役務賠償の権利を有することを強調していたのである。井上、『前掲書』50頁。

40) 蒋介石の「以德報怨」言説に関する研究は、黄自進「抗戦結末前後蒋介石の対日態度：『以德報怨』真相的探討」『近代史研究所集刊』（2004年9月、第45巻）を参照。

41) サンケイ新聞社『蒋介石秘録 下』、413頁。

れなくてはならないのだ」と蒋介石は述べている⁴²⁾。

かつて国民政府の外交部長、行政院長等の要職を務めた張群氏は蒋介石と同じような発想で対日戦争賠償権の放棄を説明している。張はアメリカの対日占領政策の転換や蒋介石の道義論を認めるとともに、より重要視するのは当時進行していた「国共闘争」という大きな時代背景への考慮である。1948年、国民政府行政院長を辞したあと、張群は対日政策の策定にあたり、8月21日に訪日し、9月13日まで三週間滞在した。張群は訪日のあいだ、四回にわたってマッカーサーと会談し、占領政策などについて意見交換をおこなっていた。会談のなかで、張は特に共産勢力の進出阻止をマッカーサーと相互に確認し、「防共という観点からいえば、対日政策はもっと緩和されたほうがいい」と回想している⁴³⁾。帰国後の張群は、中華民国の対日政策について「対日寛大政策を実現するため、外交上、宣伝上、積極的に対日平和条約会議の早期召集を促進する」という意見を蒋介石に提出し、そのなかで戦争賠償の緩和が言及された可能性が高い⁴⁴⁾。

つまり、戦争賠償政策は、日中（華）関係の問題でありながら、中国国内政治及び中国を取り巻く国際政治環境の問題でもあったと言えよう⁴⁵⁾。日本を共産主義の脅威から守り、台湾の国民党政権の方に引き寄せるために、戦争賠償政策を「アメ」として日本に投げたという解釈が妥当であろう。なお、日本側は国民党政府の意図を見抜き、戦争賠償権の放棄を強く国民政府に要求することになった。換言すれば、日本政府は逆に中国の分断及び台湾の弱体化を利用して日華交渉の主導権を掌握しようという意欲を持っていた⁴⁶⁾。なお、吉田茂首相はそもそも反共色の濃い人物であり、吉田にとって、日華交渉の内実は明らかに防共・反共の平和条約であったといえよう。

42) 同上、411頁。

43) 張群『前掲書』、111頁。

44) 同上、116頁。

45) 石井明「日華平和条約締結交渉をめぐる若干の問題」『教養学科紀要』（1988年、第21号）、86頁。国共対立と日華交渉との関連については、井上、『前掲書』、12-73頁を参照。

46) 井上『前掲書』、52-58頁。

三. 中国政府と対日戦争賠償政策

（一）新中国成立後における人民外交の形成

抗日戦争終結後、中国共産党は蒋介石のいわゆる対日寛大政策を批判し始めた。1945年8月15日に日本の無条件降伏から1952年4月28日の日華条約の締結まで、中国共産党（後の中国政府）は一度も国民政府の戦争賠償政策を批判したことはなく、もっぱら戦犯の寛大処理について批判したのであった⁴⁷⁾。日華条約のなかで国府側が「自発的」に戦争賠償の請求権を放棄したことについても、周恩来は外交部声明のなかでこの問題には触れなかった⁴⁸⁾。なぜなら、中国政府は日華条約自体を認めることはなく、したがって戦争賠償に関して言及することはしなかったからである。

新中国成立以後、中国政府は日本の軍国主義復活を批判しながらも、対日講和工作に着手しようとした⁴⁹⁾。吉田政権はアメリカの意向を汲み取り、中華人民共和国を交渉の相手とせず、もっぱら台湾政権と交渉し前述した「日華平和条約」を締結したのである。中国政府にとって、日中国交回復を打開するには、別の方法を求めるほかなかった。そこで「日本軍国主義と日本人民」及び「日本政府と日本人民」を区別する論理に基づき、いわゆる「人民外交」を追求することになった。ここで「戦争責任区別論」につき、二つに分けていることは注目に値する。

とりわけ二番目の「日本政府と日本人民」の区別については、二つの理由に基づいて作られたと思われる。第一に、吉田政権が中華人民共和国を交渉相手とせず、としたことへの対処である。こうして中国側は日本軍国主義批判キャンペーンへと向かったのである⁵⁰⁾。第二に、中国共

47) 「南京国民政府の対華侵略日本人戦犯釈放に関する中共中央委員会の声明」(1949年4月2日)、石川忠雄、中嶋嶺雄、池井優編『戦後資料日中関係』(日本評論社、1970年)、1頁。

48) 「対日平和条約発効および日華平和条約調印に関する周恩来外交部長の声明」(1952年5月5日)外務省アジア局中国課監修『前掲書』、39-42頁。

49) 「対日平和条約問題に関する周恩来外交部長の声明」(1950年12月4日)外務省アジア局中国課監修『前掲書』、12-13頁。

50) 朱建榮「中国の対日関係史における軍国主義批判」近代日本研究会編『年報・近代日本研究』16 戦後外交の形成(山川出版社、1994年)、308-314頁。

論 説

産党と日本共産党との関係からみれば、戦後中国共産党は基本的に日本共産党の「人民闘争路線」を経て人民民主国家を建設しようとする政策を支持していた。たとえば、1950年7月7日に「盧溝橋事件」を記念するために発表された『人民日報』の社説で、「日本共産党の指導のもとで、日本人民は粘り強く大衆闘争を展開し、マッカーサー及びその走狗吉田政府の反動的命令と恐怖政策に反対している。(中略)これは日本共産党がすでに日本民族の利益を代表する指導的な力量を備えていることを日本の人民に証明している」と日本共産党の役割を積極的に評価した⁵¹⁾。

さらに、当時新華社記者であった呉学文は当時中国政府の指導者が、①日本軍国主義と日本人民を区別すること、また②日本政府内でも政策を決定した「元凶」と「一般官僚」を分け、「大きな罪悪」と「一般的な誤り」を区別するべきだ、と回想している⁵²⁾。1953年9月28日、周恩来総理と大山郁夫教授との談話のなかで、周は「日本の軍国主義の対外侵略の罪悪行為は、中国人民及び極東各国人民に大きな損失を受けさせたばかりでなく、同時に日本人民にも未曾有の災難を蒙らせました」と「日本軍国主義と日本人民」を明確に区別していた⁵³⁾。また、10月29日、中国政協副主席、政務院副総理である郭沫若は日中議連代表団に対しての談話の冒頭で、「中国人民は日本人民と日本政府とを、はっきりと区別している。日本政府と日本人民との間には、共通のものはありません。日本人民は、我々の友人であり、一緒に人民間の友情を深めてゆきたい。しかし、日本政府が、我々を敵とみていることは疑いないことです」と述べた⁵⁴⁾。

こうした中で、中国の「区別論」に影響を与えたのは、中国の同盟国であるソ連が、朝鮮戦争の停戦に伴い対日国交回復を呼びかけたことである。中国の対日政策にとって、ソ連の影響力は無視できないものであった。1954年10月11日、周恩来は日本国会議員訪中団及び学術文化訪

51) 「日本人民闘争の現勢」『人民日報』(1950年7月7日社論)。

52) 呉学文『風雨陰晴——我所經歷の中日關係』(世界知識出版社、2002年)、17頁。

53) 「日中關係に関する周恩来総理の大山郁夫教授に対する談話」(1953年9月28日)外務省アジア局中国課監修『前掲書』、50頁。

54) 「日中關係に関する郭沫若副総理の訪中議員団に対する談話」(1953年10月28日)外務省アジア局中国課監修『前掲書』、52頁。

中団と会見した際、「我々は日本人民の日本を承認する。日本人民が吉田さん（吉田茂、当時内閣総理大臣＝筆者）を選ぶなら、我々は吉田さんが日本の代表であることを認める。日本人民が鈴木さん（鈴木茂三郎、当時日本社会党委員長＝筆者）を選ぶなら、我々は鈴木さんが日本の代表であることを認める。これは日本人民の選択によって決められるもので、中国側が決めるものではない」と述べた⁵⁵⁾。

この発言をみると、彼が提起した平和五原則の内政不干渉の具体的な表われと見ることができ、実は上記発言の翌日の10月12日、中ソ両国は「日本との関係に関する共同宣言」を公表し、日本政府を相手に外交関係の正常化を図ろうとしていた⁵⁶⁾。なお、ソ連側が発表した日ソ関係正常化声明について、中国側は全面的に支持し擁護する旨を『人民日報』において表明した⁵⁷⁾。さらに、周恩来は12月21日に開催された中国人民政治協商会議第二期全国委員会第一回全体会議の政治報告で、ソ連外交部長モロトフ（Vyacheslav Molotov）の対日関連の声明に対し、熱烈な支持を表明した。さらに、周は「わが国は日本との正常関係を打ち立てたいと願っている。もし日本政府が同様の希望を持っており、同時にこれに相応した措置をとるならば、中国政府も段階を追って準備をし、中国と日本との関係を正常化したい」と述べた⁵⁸⁾。日中国交正常化へのソ連側の働きかけは明らかであり、中国側は日ソ国交正常化への配

55) 周恩来『周恩来外交文選』（中央文献出版社、1990年）、91-93頁。1955年1月23日、日本国際貿易促進協会会長村田省蔵、日中貿易促進会常務理事鈴木一雄と会見した際に、周恩来は日本側が危惧した「革命輸出」について、「中国人民は決して日本の内政に干渉せず、日本人民がどの政党を選択し政府を作るのか、我々はこれをすべて承認する。中国人民は社会主義に賛成するが、これを制度として日本に輸出してはいけない」と述べた。中央文獻研究室編『周恩來年譜 1949-1976（上巻）』（中央文獻出版社、1997年）、443頁。また、『世界知識』記者の質問に答えるというかたちで発表された郭沫若の文章のなかで、郭は「中国人民は、元來日本人民と、日本の軍国主義反動派とを、別々に區別して考へている」と、先述した「日本政府を敵視する」という言説は見当たらなかった。郭沫若「どうしたら中日関係の正常化を促進できるか」外務省アジア局第二課『中共対日重要言論集』（1952年12月1日より1955年3月末日まで）（外務省、1955年7月刊行）、136頁。

56) 「中華人民共和國政府とソビエト社会主義共和国連邦政府の日本との関係についての共同宣言」（1954年10月12日）石川忠雄、中嶋嶺雄、池井優編『前掲書』、84頁。

57) 「論日本と中國恢復正常關係」『人民日報』（1954年12月30日社論）。

58) 「中国人民政治協商會議第二期全国委員会第一回會議の席上における周恩来報告」（1954年12月21日）外務省アジア局第二課編『前掲書』、153頁。

慮もあって次第に「日本政府と日本人民」とを区別する姿勢を放棄し、「日本軍国主義と日本人民」とを区別することを前面に出したのである。

1953年3月のスターリンの死去及び7月の朝鮮停戦協定の締結もあり、中国はより自主的な対日政策の策定が可能となったのであるが、中国政府は、ソ連が中国に代わって日本に圧力を加えるという点に関しては消極的な態度で臨んでいた⁵⁹⁾。中国とソ連の間に反日条項が含まれる「中ソ同盟友好互助条約」を締結したにもかかわらず、中国は対日政策の分野でソ連に見捨てられることを常に危惧していた。そのため、ソ連が日本との国交回復の意図を表明すると、中国は機会を見逃さず日中関係正常化を主張するようになった。

以上述べてきたように、人民友好に基づく「戦争責任区別論」の提起は中国政府側の対日プロパガンダであり、日本を中国側に接近させるための政治戦術であった側面は否めない。劉建平の分析によれば、1950年代前半において、中国側が頻繁に人民外交を主張する理由はほかでもなく「以民促官」(人民外交を以て政府間関係を促す)を求めるためであった。また、中国政府は「人民外交」と言いながら、それは「民間外交」の域を出た「半官半民」外交といっても良いものであった。たとえば、中国から日本に派遣された諸々の代表団は、各自の名刺に政府と民間の二つの肩書を並べていたが、政府の肩書が先に書かれていたと当時『人民中国』誌の記者であった劉徳友氏は回想している⁶⁰⁾。

中国には中国人民のみならず、「日本人民」という主体的存在を強調する側面が見られた。この「人民友好」説が後の日中国交正常化にどれほど貢献したのかに関しては議論の余地が残るが、当時日本政府が抱えた現実的な問題の解決に役立ったことは違いない。たとえば、戦犯裁判の寛大処理、在留日本人引き揚げなどの問題は、中国側の「日本人民は罪がない」、「人民友好外交」などの論理に基づいて円満に解決されたという⁶¹⁾。しかし、戦犯釈放と在留邦人の引揚に関して、それは日本政府

59) R・G・ボイド著、鹿島守之助訳『中共の外交政策』(日本国際問題研究所/鹿島研究所出版会、1964年)、95頁。(R. G. Boyd, *Communist China's Foreign Policy*, New York: Frederick A. Praeger, 1962.)

60) 劉徳友『前掲書』、104頁。

61) 「中日兩國間僑民問題的真相」『人民日報』(1955年9月14日社論)；「對日本戰爭犯罪分子的寬大處理」『人民日報』(1956年7月1日社論)。

側から見れば基本的に「人道問題」であり、ことさら中国を評価すべき事柄ではなかった⁶²⁾。言い換えれば、「戦争責任区別論」に基づいた中国政府の寛大政策は日本政府の感謝と好意を獲得することはなかったのである。

（二）対日戦争賠償政策に関する中国側の態度

前述のように、台湾は「サンフランシスコ講和条約」及びその後の「日華平和条約」に基づき、戦争賠償の請求権を放棄せざるを得なかったのであるが、中国政府は最初からこの講和条約が不法かつ無効であると主張した。中国政府がサンフランシスコ講和会議に招かれなかったことが、日華条約の不法性と無効性を主張する最大の根拠であり、いわんや日華平和条約の適用範囲はそもそも中国大陆に及ばないことが議論の余地はなかった。中国大陆の戦争賠償問題については、しばしば日本国内で取り上げられたが、日本政府は「日本国と中華民国との間の関係は既に処理済みである」という解釈に固執した。要するに、日本側は、中華民国であれ、中華人民共和国であれ、対日戦争賠償請求権の放棄を当然視していたのである。

中国政府が戦争賠償問題について一体どのような態度を取ってきたのか、いつから戦争賠償の放棄を明確に政府内部で決めたのか。1949年の新中国成立から1972年の日中国交正常化達成までの23年間、中国政府による戦争賠償政策に関する言及は極めて少ない。また、戦争賠償政策を中心に議論された公式表明や新聞報道は皆無に近い。その理由として筆者は次の二つが考えられると推測する。第一は、周恩来が指摘したように、国交正常化以前の中国政府は対日戦争賠償政策を本格的に議論することはなかった。たとえ議論したとしても実際に請求するか放棄するかについて結論がまとめられなかったというものである。第二は、政府内部で戦争賠償政策を作成したが、公表されることはなかったというものである。つまり、請求するか否かは日本政府の対応次第ということであり、もし日本政府が誠意を持って中国との国交正常化を図ろうとす

62) 井上『前掲書』、119頁。

れば、中国側は戦争賠償問題を政治的に解決する方向をとるのであり、逆に日本政府が敵視政策を取り続けるなら、中国側は戦争賠償問題をカードとして日本を批判し続けるというものである。

さらに、戦争賠償政策が戦犯釈放や日本人引揚問題などとは異なる点に注意しなければならない。戦犯釈放や引揚問題は国交関係の有無に関わらず基本的に人道問題である。しかしながら、戦争賠償問題は政府間の交渉によるものであり、戦後処理において最も重要な問題である。日本が中華人民共和国を交渉の相手としないとすれば、中国政府は日本政府との公式なパイプを持つことができず、当時の中国政府が戦争賠償政策を明確に公表すると、逆に不利な局面に陥りかねなかった。

中華民国と同様に、中華人民共和国政府は最初に戦争賠償の請求を主張しながら、現実的には日本からの賠償を獲得できずとも思っていなかった。1950年、当時の中国政府副主席であった劉少奇は「日本帝国主義は戦争で中国の無数の財産を破壊した。そもそも日本に対して賠償を請求してもおかしくないが、アメリカ帝国主義の世界政策によって、賠償の獲得は断念せざるを得ない」と述べていた⁶³⁾。同時に、劉少奇は戦争賠償を利用して社会主義を建設するような政策は取らないと補足した⁶⁴⁾。当時の国際環境からみれば、確かに劉少奇が指摘したように、アメリカがほかの連合国に対し戦争賠償の請求を放棄させる方針を打ち出したため、関係諸国も相次ぎ対日戦争賠償権を放棄し、あるいは寛大な姿勢へと変わっていた。

上記劉少奇発言の中心は主に工業化建設の資金調達にあり、中国の戦争賠償政策に関わるものではなかった。中国政府が公式の場で対日戦争賠償問題に最初に言及したのは、「対日平和条約米英草案とサンフランシスコ会議に関する周恩来外交部長の声明」であると考えられる。この声明のなかで、周は「日本に占領されて大損害を被り、そして自力で再建することが困難である諸国は、賠償を請求する権利を留保すべきである」と述べていた⁶⁵⁾。中国は確かに日本の侵略によって大きな損害を被っ

63) この文章は未公開のため、出来上がりの時期がおおよそ1950年前半に当たる。劉少奇「國家的工業化和人民生活水平的提高」『建國以來劉少奇文稿（第二冊）』（中央文獻出版社、2005年）、9頁。

64) 同上、6頁。

65) 「対日平和条約米英草案とサンフランシスコ会議に関する周恩来外交部長の

たのであるが、「自力で再建することが困難である諸国」のカテゴリに含まれるか否かについて周は明言していない。前述した劉少奇の「自力で社会主義を建設する方針」報告に照らしてみれば、恐らく中国が「自力で再建することが困難な諸国」に含まれることはないと思われていたと思われる。

1955年8月16日に行った中国外交部スポークスマンの声明は、戦争賠償問題に関し次のように述べている。「日本軍国主義が中国侵略戦争の期間中に、一千万以上の中国人民を殺戮し、中国の公私の財産に数百億米ドルにのぼる損害を与え、また何千何万もの中国人を捕えて日本につれて行き、奴隷のようにこき使ったり殺害したりした…。日本政府は、中国人民がその受けた極めて大きな損害について賠償を要求する権利を持っていることを理解すべき」である⁶⁶⁾。これは「日本政府が提出した、所謂在華日本人引揚げ問題についての声明」の一節で、対日賠償請求権を直接目的としたものではないものの、中国が戦争賠償の請求権を持つことは、この場ではじめて表明された。

翌8月17日、日本人記者と会見した際、周恩来は「中国は戦争で大きな損害を蒙ったのに、日本外務省コミュニケは一言もこれに触れておらず、かえって中国側が日本政府に何か申し訳をせねばならぬかのように書いてある。日本政府に考えさせるのもいいことでしょう。賠償の具体策については政府でもまだ討論していないから答えられない」と述べた⁶⁷⁾。

11月15日、日本憲法擁護国民連合片山哲議長を団長とする日本憲法擁護国民連合中国訪問団と会見した時、周恩来は中国の戦争賠償政策について、次のように言及した。

日本に対して戦争賠償の要求を提出するのが中国人民の権利である。中日戦争状態がまだ終結しておらず、且つ中日国交がまだ回復していない現在では（戦争賠償を）要求しないことは考えられない。当

声明」（1951年8月15日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、23頁。

66) 「邦人引揚げ問題等に関する中共外交部の声明」（1955年8月16日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、91頁。

67) 「周恩来総理の日本新聞・放送関係訪中代表団に対する談話」（1955年8月17日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』98頁。

論 説

時アメリカの支配下にあったフィリピンが戦争賠償を要求したのに対し、中国人民が要求しないのは考えられない⁶⁸⁾。

これによって周は明白に中国が戦争賠償請求権を有することを再確認した。しかし、周は近い将来に日中国交正常化の兆候を考慮して、状況が変わってくる可能性に言及した。周は「状況は変化するものである。国交回復後の中日間において、平和友好を愛する日本人民が新たな困難に直面するならば、日本人民に同情する中国人民はこれを無視することができない。中国は古くから「投桃報李」（自分が徳を施せば、相手も必ずそれに報いること）ということわざがあり、我々はそれなりの礼ではなく、きっとそれ以上の礼を返礼するだろう」と指摘した⁶⁹⁾。言い換えれば、現在戦争状態でいまだに国交回復していない状況では、中国は戦争賠償の放棄を明言するのではなく、逆に戦争賠償権を有することを強調したのである。ここには日本政府が国交回復について、何らかの好意を示せば、戦争賠償問題は譲歩できるという中国政府の意図を読み取ることができる。

上記の戦争賠償問題に関する周恩来の一連の発言は、公式の場合及び現在公開されている外交文書を見るかぎり、日中国交正常化交渉の直前まで中国政府の公式的な主張であったと看做されよう。その後、日本から政党及び民間訪問団がしばしば対日戦争賠償寛大政策について周恩来に打診したが、周恩来は上記の姿勢を崩すことはなかった⁷⁰⁾。

以上述べてきたように、対日戦争賠償問題について、中国政府は請求権を有することを主張しつつも、それ以上の明言は避けていた。しかし、

68) 中央文献研究室編『周恩来年譜 1949-1976(上巻)』(中央文献出版社、1997年)、518頁。

69) 同上。

70) たとえば、1957年日本社会党訪中親善使節団のメンバー勝間田清一氏が周恩来に「日中国交正常化の時、戦争賠償問題を戦犯処理のように寛大政策を取ってくれないか」という質問を出した。周は「国交正常化の時にまた相談しよう」と答えた。張香山「中日復交談判回顧」『日本學刊』(1998年、第1號)、38頁。1960年10月、北京を訪問した自民党高碕達之助氏は周恩来との会談で再び戦争賠償問題を触れた。高碕によると、周は「賠償問題についてはそんなことは心配しなくてよろしい。過去は論じないでおこうじゃないか。」これに対して高碕は「じゃ賠償を要求しないのか」と聞くと、「約束はない、お前の方の出方次第だ」と周は答えた。高碕達之助「周恩来と会談して」『中央公論』(1961年、2月号)、249頁。

中国政府内部で対日戦争賠償問題をどのように認識していたか、またこの認識はその後日中国交正常化時の戦争賠償放棄とどのように関わっていかについては、次節で考察する。

（三）対日戦争賠償放棄に関する政府内部決定

中国の対日政策に長期にわたって関与し、中国「知日派」を代表する張香山氏の回顧によると、1955年3月1日、中国共産党対外連絡部長の王稼祥を首班とする研究グループは「中共中央関与対日政策和对日活動的方針和計画」（中共中央対日政策及び対日活動に関する方針と計画）を作成した。これは初めての対日政策報告書として注目される。当時王稼祥の秘書を務めていた張香山は「恐らくこの文書は中国建国後政治局によって可決された最も全面的なものである」とその重要性を評価している⁷¹⁾。同文書では当面の対日活動として主に①中日貿易、②漁業問題、③文化友好交流、④中日両国間の議会交流、⑤在中国遺留民及び戦犯問題、⑥日中国交正常化の問題、⑦世論対策など七つの項目が取りあげられた。そのなかの⑥日中国交正常化の問題、とくに戦争賠償政策に関して、「戦争賠償問題は今の段階で表明するのはよくない。日中国交正常化を実現する以前においては、戦争賠償放棄の明言を控えるべき」と強調する一方、中国側はこの問題を解決する意欲を持っていることも主張している⁷²⁾。すなわち、中国政府内部では戦争賠償問題を検討したのであるが、賠償を請求するかどうか、もし請求するならばどれぐらい請求するかという細部の問題には触れられなかったということである。周恩来及び他の対日関係者の戦争賠償問題に関する曖昧な発言は恐らくこの文書に依拠するものと考えられる。

この文書の起草に当たって、「知日派」と呼ばれる対日関係者はどの程度関与したのかについてはまだ解明されていないが、責任者の王稼祥は当時中国共産党対外連絡部の部長であった。張香山によれば、外交部副部長（当時）の張聞天が全面的な対日政策文書の必要性を説き、周恩

71) 張香山「通往中日邦交正常化之路」『日本學刊』（1997年、第5號）、7頁。

72) 同上、5-6頁。

来からの同意を得て王稼祥氏が起草することになったという⁷³⁾。張聞天と王稼祥は外交分野に堪能であったが、何れもソ連留学の経験者で、日本に対する認識は必ずしも豊富とはいえなかった。中国の対日政策の作成に当たり、元ソ連大使出身の王稼祥に任されたことは、どちらかというソ連ファクターがより重要であったことの現れであろう。

大澤武司によれば、当時、中共中央はすでに日本関連業務を「知日派」の廖承志氏に担当させる決定を下していた⁷⁴⁾。新中国成立後の対日政策決定は一般的に「毛沢東—周恩来—廖承志」という「上意下達」の方式といわれるが、いうまでもなく、下部組織としての「廖班」からの情報収集及び政策助言が対日政策決定において大きな役割を果たしていた。文書の草案は王稼祥が対日関係部門の責任者を集めて、検討を重ねたとされるが、廖班のメンバーたちがどれほど参与したのかはいまだ定かではない。だが、1955年文書草案の作成は「知日派」が作り、党中央政治局の討議を経て、公式の文書に上がってきたものといっていよう⁷⁵⁾。

具体的に戦争賠償問題について、「知日派」の一人ひとりがどう考えていたのか、また指導者がどう考えていたのか、現在の段階では明言することはできないが、当時の政治体制の下では、対日担当者なり外交政策決定者なりが、個人的な意見を表明及び公表することは不可能なことであった。戦争賠償問題に関する中国の態度にはもちろん「中央指示の精神」が必要となるが、この中央の指示については、一般論としては毛沢東の指示と考えられる。絶対権力を握っていた毛沢東はカリスマ的な存在であり、彼の一言一行はそのまま政策決定に直結することは珍しいことではなく、対日戦争賠償政策の策定は毛沢東の同意なしにはあり得なかったといっていよう。

しかし、1950年代において毛沢東が権力の頂点に立っていたというよりは集団指導体制の可能性が高く、この点に関して、張は「確かに個人崇拜盛行が盛んな時期で上意下達の政策決定がなされていたが、すべ

73) 同上、6頁。

74) 大澤武司「日本人引揚と廖承志——廖班の形成・展開とその関与」王雪萍編著『戦後日中関係と廖承志：中国の知日派と対日政策』（慶應義塾大学出版会、2013年）、49-73頁。

75) 同上、60頁。

てではない。とくに対日政策に関しては、50年代、60年代には周到な議論をへて、政治局で策定されたものがほとんどである」と説明している⁷⁶⁾。戦争賠償問題は対日関係のなかでもっとも重要なテーマの一つであり、毛沢東を含めた共産党中央指導部の集団決定のかたちで検討されていたとしてもおかしくはない。

上記の「対日政策報告書」は公開されなかったが、政府内部では専ら報告書の諸原則に基づいて対日政策を展開するようになった。1956年6月中国「最高人民法院特別軍事法廷」（最高裁判所特別軍事裁判所）が日本の戦犯に対する寛大の判決を下し、335名の戦犯を無罪釈放した。当時「中国解放軍軍事法院」の副院長であった袁光の回顧によれば、戦犯審議の決議書を起草した際、日本の侵略によって、多大な損失と災難に蒙ったことを、及び戦争賠償要求を明記すべきだとの意見があったが、このような考えを周恩来に報告すると、周は直ちに「賠償はもう止めましょう、それは結局日本人民のお金じゃないですか。政府として出す気があるんですかね」と返答し、結局賠償請求の問題に触れようとしなかった⁷⁷⁾。

このように、50年代にあって中国政府は戦争賠償問題にある程度の善意を示したとしても、公式の宣言や表明を避け、基本的には人民外交の枠内で敷衍してきたが、60年代に入ってから、戦犯釈放や在留日本人の引揚などの問題が既に解決されたため、人民外交はその限界を益々呈していくようになった。日本の政治家・実業家及び民間団体は訪中する際に、頻繁に中国の戦争賠償政策を打診したが、中国政府の方針としては相変わらず、民間レベルでは戦争賠償の問題を議論する立場にないとして、政府間交渉の要請を呼びかけた。中国政府は戦争賠償問題で寛大な姿勢を見せながら、放棄するか否かは日本政府の対応とパッケージで考えられたのである。

朱建榮が関係者に対するインタビューでも言及しているように、中国政府内部で戦争賠償の放棄を明確に決めたのは1964年である⁷⁸⁾。この朱建榮の研究は後の日中両国の研究者によって頻繁に引用され、高く評価

76) 張香山「通往邦交正常化之路」、7頁。

77) 何力『大審判：日本戦犯秘録』（團結出版社、1993年）、213頁。

78) 朱建榮、「中国はなぜ賠償を放棄したか」、30頁。

論 説

された⁷⁹⁾。本稿では朱の先行研究を踏まえながら、筆者なりの解釈を行うことにする。中国政府の戦争賠償放棄の理由について、朱は次の四つを挙げている。

①台湾もアメリカも日本に賠償を求めなかった。中国は一貫して日台条約の無効を主張したが、ともかく、中国より先に蔣がこの条約で行った賠償放棄の意思表示を、北京指導部はかなり意識していたようである。

②東南アジアの一部の国は日本に賠償を請求したが、結果から見ると、賠償金で経済が著しく伸びる結果にはならなかった。

③戦前の日本軍国主義者が加えた損害の賠償を次世代の日本国民に求めるとすれば、日本の国民と軍国主義者を区別するという毛沢東の思想に相反する。

④仮に賠償を求めるとしても、どれだけの金額を請求するかが問題になる。額が小さいと請求する意味がない。だが、高額の戦争賠償を請求するとなれば交渉が長引くし、必ずしも実現しない⁸⁰⁾。

なお、張香山によると、中国政府内部で対日戦争賠償放棄に関する決定を下されたのは1960年代に入ってからで、具体的な年月日は明らかではない。また、放棄の理由についても、前述した朱建榮論文で述べられた理由とは多少異なっている。張は主に次の三つの理由を述べた。

①日本人民との友好関係を維持するために、戦争賠償を放棄した。これは毛沢東の「戦争責任区別論」によって人民友好のための産物である。中国人民は戦争賠償で苦しんできた経験もあり、日本人民にそのような負担を掛けないようにする。これは恐らく一番重要な理由である。

②第一次世界大戦後のドイツの教訓から、巨額の戦争賠償を請求す

79) たとえば、楊志輝「戦争賠償問題から戦後補償問題へ」劉傑・楊多慶・三谷博編『国境を超える歴史認識——日中対話の試み』（東京大学出版会、2006年）；毛里和子『日中関係——戦後から新時代へ』（岩波新書、2006年）を参照。

80) 朱建榮、前掲論文、31頁。

れば、敗戦国を復讐主義の窮地に追い込み、結局、世界の平和には脅威となる。

③ある国が既に日本に対して戦争賠償の請求を放棄した。しかし、蒋介石政権の戦争賠償放棄は中国側の対日戦争賠償を放棄する理由とならない。蔣は既に台湾に敗走し、中国人民を代表する資格はなく、彼の戦争賠償放棄政策は総じていえば「慷他人之慨」（他人の褌で相撲を取る）というに他ならない⁸¹⁾。

張の説明を朱の研究と比較してみると、台湾の戦争賠償放棄をどう見るべきかについて両者に相違がある。張はあくまでも中国政府の公式見解を踏まえ、台湾政権の非法性を強調しているのに対して、朱は当時の対日関係者に対するインタビューから特に台湾とアメリカが対日戦争賠償を放棄している点を重要視している。どちらが当時の政策決定の正鵠を射たものかは明らかにされていないが、少なくともその後中国政府関係者による対日戦争賠償政策に関する発言は、台湾の戦争賠償放棄に言及することはなかった。

1964年の戦争賠償放棄の決定はあくまでも政府内部の秘密事項であり、これについて部外とりわけ日本側に情報を漏らすことは許されなかった。1965年5月31日、自民党議員宇都宮徳馬に会見した際、中日友好協会秘書長である趙安博氏は、戦争賠償に対する中国の基本的態度について、「中国は他国の賠償によって自国の建設を行おうとは思っていない。一般的にいうと巨大な戦争賠償を敗戦国に課することは第一次大戦後のドイツの例をみても明らかのように、平和のためには有害である。そして戦争賠償はその戦争に責任のない世代にも支払わせることになるので不合理である」と述べ、戦争賠償放棄の方向を示した⁸²⁾。これに対して、6月2日の『読売新聞』は趙の発言に基づき、「日本の賠償をあてにして国内建設を進める意向のないことを示唆したものと思われる。日本に過酷な賠償を課することは適当ではない」という記事を掲載

81) 張香山「中日復交談判回顧」、39頁。

82) 「趙安博談話（宇都宮徳馬）」（1965年5月31日）日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』（日中国交資料委員会、1974年）、531頁。

した⁸³⁾。趙安博の発言は新中国外交政策の実際を反映したものと考えられる。中ソ同盟崩壊から改革開放までの中国外交政策を振り返ってみると、「中国の共産党政権は、人民が飢餓に瀕し、史上かつてない規模の自然災害（例えば天津地震）に見舞われたときでも、外国のいかなる援助ないし支援も一貫して拒んで」きた⁸⁴⁾。この大国としての「矜持」は外からの援助を拒否し、「自力更生」を強調しようとしたものである⁸⁵⁾。この観点からすれば、中国が対日戦争賠償によって、社会主義建設をすることは考慮されていなかったといつてよいだろう。

6月2日の『読売新聞』の記事を受けて、趙安博の上司、中日友好協会会長である廖承志は宇都宮氏に対し、趙安博の談話に同意しつつも、「中国は賠償をとらないともいっていないが、それ以上にとるともいっていない。われわれは中国の社会主義建設を、日本の賠償で行おうとは思っていない。しかし、一般的空気として賠償請求権のない蒋介石が賠償を放棄したからといって、中国に請求権がないという議論には反発している」と追加説明をした⁸⁶⁾。

以上述べてきたように、中国は戦争賠償の放棄を表明しないものの、実際に放棄する方針を早い段階で内部決定のかたちで決めていた。田中訪中の直前に竹入義勝公明党委員長が訪中した際、周恩来は初めて中国政府の戦争賠償放棄政策を日本に打ち明けた。周は「毛主席は賠償請求を放棄するといっています。賠償を求めれば、日本人民に負担がかかります。そのことは、中国人民が身をもって知っています。（中略）賠償の請求権を放棄するということを共同声明に書いても良いと思います」と述べた⁸⁷⁾。この中国側の戦争賠償放棄の意向を聞いて、田中角栄は一気に国交正常化を実現する決意を固めたのであった。

83) 「宇都宮氏、陳毅副総理と会談」『読売新聞』（1962年6月2日）。

84) ジョージェア・A・フォーゲル編、岡田良之助訳『歴史学のなかの南京大虐殺』柏書房2000年、23頁。（Joshua A. Fogel, ed., *The Nanjing Massacre in History and Historiography*, Oakland, CA: University of California Press, 2000.）

85) 中国は中ソ同盟崩壊後にただ外国からの援助を拒否するのみならず、多額対外援助を途上国に与えたという。張清敏「中國對發展中國家政策的佈局」『外交評論』（2007年、第2號）。

86) 「廖承志談話（宇都宮徳馬）」（1965年6月2日）日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』、532頁。

87) 「竹入義勝公明党委員長・周恩来総理会談」（第一回・1972年7月27日）石井明他、前掲書、14頁。

（四）田中訪中の受入れと国民説得・教育活動

1972年7月7日、佐藤栄作内閣が総辞職し、田中角栄内閣が発足した。翌8日、周恩来は外交部の対外実務・宣伝部門責任者を集めて会議を開いた。この会議では「田中談話」を検討し、田中が談話のなかで中日関係の推進に重点においていると判断したようである。報道部門に対し、周は田中就任のことを積極的に活動すべきで、「全面的かつ正しく中日友好の精神を示すものでなければならぬ」という指示を出した⁸⁸⁾。1972年7月以後の『人民日報』の報道では、旧来の日本政府に対する批判的な文体、とりわけ佐藤政権期における軍国主義批判が一掃され、日本政府の積極的な対中姿勢に注目した。

中国の戦争賠償放棄に関する決定は政府内部に限定されていたため、1972年の田中角栄首相の中国公式訪問に当たって、対日戦争賠償放棄政策の中国国民に対する説得教育が急務となった。しかし、中国政府は対日戦争賠償放棄の政策を前面に掲げ、中国の国民を意識的に説得するのではなく、田中訪中の受け入れに最重要の力点を置いていた。中国国民に田中の訪中を納得させるための最大の課題が対日戦争賠償放棄政策の論理をどのように国民に説明するかにあったことは間違いない。佐藤政権が「人民日報」によって激しく「軍国主義復活」と批判されていたこともあり、中国国民にとって日本政府に対する認識を転換することは容易ではなかったと思われる。

1972年7月に周恩来との事前交渉に当たった公明党委員長の竹入義勝は、「最も衝撃だったのは、中国側が賠償請求を放棄することをいとも簡単に、抵抗感もなし周恩来が毛沢東主席の決断として口にしたことだった」と述懐している⁸⁹⁾。戦争賠償放棄の政策決定は毛沢東のみならず、周恩来及び中央指導グループの意思も反映されているのだが、毛自らの決定といった意味が強く、ここには文化大革命時代における毛沢東の権威が窺える。それにしても、日本から見て「いとも簡単」になされ

88) 金沖及主編、劉俊南、譚佐強訳『周恩来伝 1948-1976（下冊）』（岩波書店、2000年）、336頁；呉学文著、加藤優子訳「民間外交と政府交渉をつなぐルール」石井他編著、『前掲書』、287-288頁。

89) 石井明他編著『前掲書』、201頁。

た戦争賠償放棄の公表の背後には、中国政府の国民に対する説得の苦心が実際にはあったのである。当時文化大革命中の中国は政策決定において国民に問う必要もなければ、国民の同意を得る必要もなかったとはいえ、いきなり中国国民に戦後ずっと批判し続けてきた日本政府に対し、戦争賠償請求を放棄することを公表すると、下からの疑念や不満が起ることも予想された。

言うまでもなく、中国国民は戦争の最大の被害者であり、日本に対する不満・怨恨などの感情を持つのが少なくない。1972年当時、多くの中国人の脳裏にあった日本人イメージは、日中戦争当時の日本軍人、いわゆる「侵略者」の姿であった。また、中高年の人たちの間では、日本の田中首相訪問を貴賓として迎えることに、どうしても納得できないという意見が根強かった。とりわけ戦争賠償請求の放棄について民間にはさまざまな声があった⁹⁰⁾。この国民の不満を考慮して、中国政府は1972年9月、周恩来の指示に従い、広大な説得・教育キャンペーンを展開し始めた。

中国外交部は8月後半、「關於接待日本田中角栄首相訪華的内部宣伝提綱」（日本田中角栄首相を接待する内部宣伝提綱）の草稿を作成した。この「宣伝提綱」は、（幹部や大衆のなかには）「日の丸を見て悲憤慷慨するかもしれない。……だが、日本人民も軍国主義侵略戦争の被害者であり、過去の中国侵略の罪は日本人民が責めを負うことはできない」と強調し、対日戦争賠償の放棄政策を示唆した⁹¹⁾。9月5日、周恩来はこの「内部宣伝提綱」を党中央政治局に提出し、「提綱」の方針を各部門の共産党組織に配布するよう指示した。また、各部門の共産党組織が「提綱」の方針を学習し、9月20日までに北京・上海・天津をはじめとする18の都市では家庭単位に至るまで、その内容を国民に確実に宣伝・教育させようとした⁹²⁾。

「内部宣伝提綱」の内容は、主として三つの部分より構成されている。「①田中首相はなぜ中国を訪問するのか」、「②田中首相をなぜ招請する

90) この民間の意見については、胡鳴「田中訪中における中国の国民教育キャンペーン」『国際公共政策研究』第16巻（2012年、第2号）、63-64頁を参照。

91) 羅平漢『中国対日政策與中日邦交正常化』（時事出版社、2000年）。

92) 中央文獻研究室編『周恩來年譜 1949-1976（下巻）』（中央文獻出版社、1997年）、548頁。

のか」、「③真剣に準備し、田中一行への応対を立派に成し遂げよう」という呼びかけである⁹³⁾。そのなか、第③項目においては、大衆への宣伝説明が強調され、日本軍国主義者と日本人民との区別が特筆された。

張香山によると、この「内部宣伝提綱」では戦争賠償問題に触れられていなかったが、それは「毛沢東主席は中国の国民大衆のなかで非常に高い威信があるため、彼が決めた戦争賠償放棄を国民大衆が批判することはあり得なかったからである」と述べている⁹⁴⁾。確かに中国国民は公に毛沢東を批判することはあり得ないが、裏で懐疑、そして不満を抱くことは十分に可能であったろう。

中国政府は戦争賠償放棄の問題が国民の最も反発する事項であることを承知しており、対日戦争賠償請求の放棄に関する国民への説得を作業の重点課題とし、全国的に展開するよう指示した。朱建榮によれば、国民のあいだでは戦争賠償の請求ができるという噂が流されており、当初国民は戦争賠償の請求を楽観視していた⁹⁵⁾。その理由は、①日本は中国を侵略して敗戦したのだから、賠償金を支払うのは国際的な常識であり、②中国も日清戦争以来、何度も日本に巨額な賠償金を支払っており、③日本はすでに経済大国で中国はまだ貧しい国だと一般的に考えられていたからである⁹⁶⁾。上記三つの理由は中国国民の一般的な発想であり、戦争被害者の立場としてはごく当たり前のことであったと思われる。しかし、中国政府の回答はそうした中国国民の希望を逸らすものであった。

国民の大多数は政府が対日戦争賠償請求を放棄することを聞いて、がっかりしたことが地方政府の内部報告書によって明らかにされた。これに関して、中国の国民は、①戦争賠償放棄の理屈は分かるが、感情的にはすっきりしない、②国交樹立はよいことであるが、賠償を放棄することは日本側に譲歩しすぎるのではないか、③日本から賠償金をとって、中国の経済建設にも役立つし、労働者の給料も上がるだろう、というのが大方の国民の意見であった⁹⁷⁾。しかし、これら戦争賠償を請求する理由がかえって日本人民を苦しめるものになりかねないという中国政府の

93) 胡鳴「前掲論文」、65-69頁。

94) 張香山『中日關係管窺與見證』（當代世界出版社、1998年）、69頁。

95) 朱建榮「前掲論文」、39頁。

96) 同上、34頁；胡鳴「前掲論文」、69頁。

97) 朱建榮「前掲論文」、39頁。

論 説

戦争賠償放棄の根拠になったともいえる。これまで述べてきたように、①中国が第一次世界大戦後のドイツの教訓から学び、苛酷な請求は平和に寄与しないこと、②清末以来の中国人民が身を以て戦争賠償の重荷に苦しんできたこと、③他国の力ではなく、自分で社会主義建設をすること、といった観点が対日戦争賠償を放棄する主な理由となっている。

こうした理由もあって、当時の中国政府は国民に対し戦争賠償を放棄する理由を改めて次のように説明した。

- ① 台湾の蒋介石はすでに我々より先に賠償の要求を放棄した。共産党の度量は蒋介石より広くなければならない。
- ② 日本は我々と国交を回復するには台湾と断交をしなければならぬ。賠償問題で寛大な気持ちを示すことは日本側を中国側に歩み寄らせる上で有利である。
- ③ 日本が中国に賠償金を支払うとすれば、この負担は最終的に広範な日本の国民はかけられることになる。彼らは長期にわたって中国へ賠償金を支払うため、ズボンのベルトを引き締めなければならぬ。これは日本人民と世々代々友好的になっていくという、我々の願望と相反することになる⁹⁸⁾。

この戦争賠償放棄に関する国民説得の論理は前述した1964年の政府部内の意見とそれほど相違はないが、日中国交正常化事前交渉及び公式交渉の場で、中国政府は日本政府に対して、主に③を強調し、①と②は国内説得のために使われた。それ故に、「日中共同声明」には「中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」という項目が盛り込まれたのである。さらに日中国交正常化交渉では台湾問題が一番重要な問題であるため、法的に台湾の戦争賠償放棄は無効であると主張したのである。たとえ国府の対日賠償放棄政策を踏襲するつもりであっても、日本側にはそのように明言することができなかったであろう。一言にいえば、戦争賠償放棄の理由に関して、「戦争責任区別論」を対内的・対外的双方において有効的に利用したのであり、蒋介石・台

98) 同上、38頁。

湾の戦争賠償放棄政策は専ら国内向けの説得に利用されたといえよう。

1972年10月6日、周恩来は台湾同胞及び海外華僑の代表と会見した際、中国政府は戦争賠償を放棄する理由の一つとして、「中日国交正常化の障害を取り除くためだ」と説明した⁹⁹⁾。すなわち、中国側は戦争賠償放棄の決定を日本側に伝え、国交回復という「国家戦略」のために、中国人民大衆一人ひとりの利益を犠牲にせざるを得なかったのである。当時の国民への説得が効果あったかどうかについては、検証することは難しいが、中国人民が戦争賠償放棄を前提とする日中国交正常化は恐らく国民の心からの納得ではなく、「文革大革命」という狂熱的なムードのもとでの毛沢東への忠誠心のあらわれではないかと考えられる。

1972年9月29日、日中国交回復に関する両国政府の共同声明が調印された。中国は確かに挙国一致で復交を祝う演出を見せたが、政府と国民の間の溝を埋め得たとはいえない。勿論、当時は文化大革命の最中であり、個人崇拜、言論統制及び大衆動員の時代であったし、中国国民は上からの命令に従うことしかできなかった¹⁰⁰⁾。戦争賠償問題に関しては国民感情としてどうしても許せないものではあったが、日本側の戦争犯罪は「上意下達」というかたちで抹殺された。さらに、当時日本外務官僚であった栗山尚一が回顧しているように、「田中角栄総理一行が北京を発って上海に行く直前、飛行場までの沿道に数多の群衆が立ち並び、旗を振り、祝意を表し」たのであった¹⁰¹⁾。

これに対して、中国の一労働者が言うように、「両親は日本軍に殺された。日本の首相を歓迎などできない」と涙ながら訴えたケースも実は少なくなかった。たとえば、「南京市の一婦人は田中訪中のラジオニュースを聞いてその場で倒れた」とアイリス・チャン（Iris Chang、張純如）はルポルタージュで述べている¹⁰²⁾。この婦人の夫は「南京大虐殺」で日

99) 中華人民共和国外交部外交史研究室編『周恩来外交活動大事記（1949-1975）』（世界知識出版社、1993年）、651頁。国交正常化前後、日本に駐在した『北京日報』の特派記者であった王泰平氏も同じような理由をまとめた。王泰平『王泰平文存——中日建交前後在東京』（社會科學文獻出版社、2012年）、474頁。

100) 文革の個人崇拜及び大衆動員に関する研究は、金野純『中国社会と大衆動員——毛沢東時代の政治権力と民衆』（御茶の水書房、2008年）を参照。

101) 栗山尚一著、中島琢磨、服部龍二、江藤名保子編『外交証言録：沖縄返還・日中国交正常化・日米「密約」』（岩波書店、2010年）、144頁。

102) 張純如著、楊夏鳴訳『南京浩劫：被遺忘の大屠殺』（東方出版社、2007年）、245頁。（Iris Chang, *The Rape of Nanking: The Forgotten Holocaust of World War II*,

本軍によって殺されたという。

日中国交正常化の際には、表裏一体と見えた中国政府と中国国民の間には、戦争賠償政策について、実際には齟齬が存在していた。しかし、国民はこの齟齬を公にすることができず、それを覆い隠しながら田中の訪中を歓迎せざるを得なかったのである。文化大革命の最中であり、国民への説得が功を奏したかにみえたが、国民が心から納得したか否かについては正確には把握し得ない。1990年以降の言論動向を踏まえてみると、国民への説得が成功したかは疑問であると言ったほうがよいだろう。

四. おわりに

本稿では中国の対日戦争賠償政策を中心に検討を進めてきたが、戦争賠償政策に触れる前提として、戦後中国の対日外交の基本精神といわれる「戦争責任区別論」及び「人民友好外交」政策の由来と発展を、毛沢東と蒋介石との比較という形で検討してきた。そのなかで、抗日戦争期においては、毛沢東を代表する共産党は基本的に蒋介石の国民政府と同じ政策を取っていたことが明らかにした。これらの政策は後の「戦争責任区別論」及び「人民友好外交」の原型となった。しかし、毛沢東と蒋介石は当初いずれも対日戦争賠償を放棄するという考えを持っていたのではなく、むしろ積極的に戦争賠償の請求を立案したといえよう。

新中国成立後、中国政府は日本政府との公式関係を持たず、「戦争責任区別論」と「人民友好外交」を掲げ、民間レベルの交流によって、国交回復を図ろうとした。この過程で、中国の戦争賠償政策は非常に重要な役割を果たしたことが明らかである。60年代において中国政府は正式に対日戦争賠償請求を放棄する方針を決定したにもかかわらず、日本に対しては明言を避け、曖昧な対応を行ってきた。しかし、日中国交正常化の直前になると、一気に戦争賠償の放棄を日本に言い渡し、これによって国交正常化の交渉を順調に進めることができたのである。

しかし、新中国成立から1972年までの23年間、中国は日本との公式

London: Penguin Books, 1998.)

関係を持たなかったものであり、日本政府に対して批判的な姿勢を繰り返してきた。1972年の前半までに展開された日本軍国主義批判キャンペーンもあり、中国人民はこのような日本政府批判に馴染んでいたといえよう。中国国民は田中内閣の発足により、急展開した日中関係に対して、戦争賠償放棄を含めた日中国交正常化の原則を簡単に受け止めるわけにはいかなかった。そのうえ、中国政府の政策決定が少人数の内部決定に留まり、中国人民は結局政府の指令に服従することしかできなかったのである。本稿で検討した対日戦争賠償請求権の放棄に関する決定もこのような特徴を有している。田中訪中に当たり、中国政府は下からの意見を受け入れず、「トップダウン」のかたちで戦争賠償放棄の理由を国民に説得するようとした。戦争賠償請求の放棄は確かに日中国交正常化交渉を円滑に押し進めたが、そもそも対日賠償請求を放棄すべきかどうかという重大な問題について事前に国民の意見を問うことはなく、国民の同意も求めていなかった。戦後処理諸問題が政府だけではなく、国民の大多数が納得できるかたちで解決されたか否かという問題を再び想起しなければならない。

勿論、第二次世界大戦後、主要な戦争被害国が、続々と戦争賠償の請求権を自発的に放棄したという事実を踏まえれば、中国側の戦争賠償請求の放棄も合理性があるかもしれない。また、冷戦の展開に伴い、東西両陣営に分断されたなかで、日中両国の国交正常化は戦後27年目にあたる1972年の時点でようやく実現できたということからみれば、その時点で再び戦争賠償を請求することは逆に相応しくないとと思われる。このように見てくると、対日戦争賠償の放棄政策は中国の国内・国際環境のなかで生まれたとすることができる。

しかし、中国国民はそもそも政府内部の戦争賠償放棄の政策を知る由もなく、むしろ中国政府が正々堂々に戦争賠償を請求できると確信してきた。上田信氏が指摘しているように、戦争賠償の放棄は、日本側にとっては過去の戦争責任を十分に認識できていないままとなり、他方、実際の人的・物的被害を受けた中国の「老百姓」（一般国民）にとっては、国民党政権にせよ共産党政権にせよ、日本から賠償を獲得する機会を奪われたことになる。彼らにとって戦争被害の賠償とは、「その金額が問題なのではなく、賠償するというだけで、一人ひとりの被害者に対して、

日本国が加害者であるということを認める」ということであった¹⁰³⁾。言い換えれば、1972年の日中間の国交回復における政府間の和解の成立は、中国政府と「老百姓」との和解を意味することはなく、結局は日本政府だけではなく中国政府をも悩ませることになったのである¹⁰⁴⁾。

最後に「日中共同声明」の条文に戻ってみよう。この戦争賠償放棄に関する条文について、毛里和子氏は「一五年間におよぶ軍事的侵略とそれがもたらす苦痛、損害、そして感情的問題をたった四日間の交渉、たった一枚の共同声明で『すべて処理する』ことがそもそもできるのだろうか。『賠償を放棄する』という七文字のもつ深い意味合い、それが将来に残す問題に当然思いをいたすべきだったろう」と指摘している¹⁰⁵⁾。この七文字が日中関係における不幸な歴史を一掃させ、日中国交正常化をもたらした。そして、1972年は日中国交正常化、日中和解の原点として記念され、「1972年体制」とも呼ばれるようになった¹⁰⁶⁾。しかしながら、日中国交正常化は果たして日中間すべての問題を解決したのだろうか。それは日中間の真の和解といえるのだろうか。その答えは恐らく「否」であろう。

日中国交正常化以後の日中関係は1970 - 1980年代初期のいわゆる蜜月期を経たにもかかわらず、再び相互不信の「悪循環」に陥っている。戦争賠償問題に関していうなら、日中両国間の対中政府開発援助（ODA）をめぐる齟齬、中国人労働者強制連行をめぐる民間賠償運動の台頭は、日中両国内及び国際環境の変容によるものであるとともに、日中国交正常化（とくに戦争賠償放棄政策）による負の遺産といっても過言ではない。これらの諸問題を解決すべく改めて中国戦争賠償政策決定の経緯及びその問題点を発掘し、戦争賠償政策を再考することの必要性を認識せざるを得ない。

103) 上田信「中国人の歴史意識」尾形勇ほか編『日本にとって中国とは何か』（中国の歴史12巻）、（講談社、2005年）、170頁。

104) 波多野澄雄『国家と歴史——戦後日本の歴史問題』（中公新書、2011年）、48頁。

105) 毛里和子『前掲書』、81-82頁。

106) 国分良成「冷戦終結後の日中関係——『72年体制』の転換」『国際問題』（2001年、1月号）。